

# 令和5年度 介護保険負担限度額認定(食費・居住費の負担軽減制度)のご案内

## ◆介護保険負担限度額認定とは

介護保険施設(※)に入所される場合や短期入所(ショートステイ)を利用される場合の食費・居住費(滞在費)は、施設との契約によって決まり、その費用は自己負担が原則ですが、負担限度額認定の要件に該当する方は、所得に応じた負担限度額までを自己負担とし、残りの基準費用額との差額は介護保険からの給付を受けることができます。対象となる方は、申請書に必要書類を添付して市へ申請し、負担限度額認定証の交付を受けて、利用する施設に提示してください。

### ※介護保険施設

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

(グループホーム、有料老人ホーム等の食費・居住費(滞在費)は軽減の対象となりません。)

### ●負担限度額認定の要件

- 1 本人が市民税非課税世帯に属しているかつ配偶者が市民税非課税であること  
※世帯が違っていても配偶者が市民税を課税されている場合は、軽減の対象にはなりません。
- 2 本人及び配偶者の所有する現金、預貯金等の資産合計が、下表利用者負担段階に応じた金額以下であること

### ●負担限度額(1日あたりの利用料)

対象者	所得の状況※2	預貯金等の資産※3の状況	食費	居住費(滞在費)の部屋別料金				
				ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
基準費用額※1				2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)※4	377円 (855円)※4	
利用者負担段階	1	生活保護受給者の方等	300円	820円	490円	490円 (320円)※4	0円	
		市民税非課税世帯で 老齢福祉年金受給者の方						単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
	2	市民税非課税世帯で年金収入額 ※6+その他の合計所得金額が80 万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円 【600円】※5	820円	490円	490円 (420円)※4	370円
	3-①	市民税非課税世帯で年金収入額 ※6+その他の合計所得金額が80 万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円 【1,000円】※5	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)※4	370円
3-②	市民税非課税世帯で年金収入額 ※6+その他の合計所得金額が120 万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円 【1,300円】※5	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)※4	370円	

※1 基準費用額とは、国が定める標準的な金額のことです。

※2 住民票上世帯が異なる(世帯分離)をしている配偶者(婚姻届出をしていない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明等の場合は対象外)の所得も判断材料とします。

※3 預貯金等に含まれるものは、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※4 ( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※5 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※6 年金収入額には、非課税年金を含みます。非課税年金とは、日本年金機構または共済組合等から支払われる遺族年金・障害年金を指し、年金保険者から通知される振込通知書等に「遺族」「障害」が印字された年金のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。弔慰金・給付金・恩給などは、判定の対象となりません。

64歳以下の第2号被保険者の方の資産要件は、所得要件に関わらず、預貯金等の資産の合計額が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

## 注意事項

○負担限度額の認定を受けた後であっても、市民税の課税状況に変更があった場合、世帯構成が変更して市民税の課税世帯になった場合、本人並びに配偶者の預貯金等の資産の合計額が基準額を超えたときなど、認定要件に該当しなくなった場合は、すみやかに申し出ください。

○虚偽の申告により不正に負担限度額認定を受け、食費・居住費(滞在費)の軽減を受けた場合は、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

## ◆負担限度額認定の申請方法

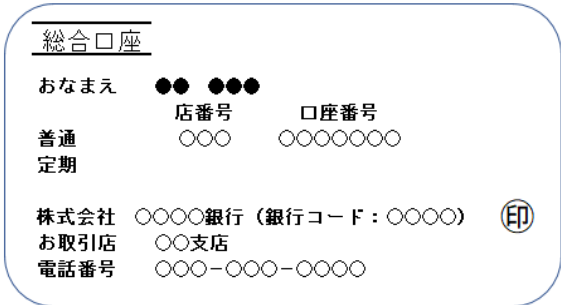

記入例にそって申請書に必要な事項を記入し、本人及び配偶者の資産の確認に必要な書類を添付して、長寿介護課(市役所本館1階7番窓口)へご提出ください。

● 預貯金等の種類と必要な添付書類

預貯金等の種類	必要な添付書類
預貯金(普通預金・定期預金の口座)	通帳の写し [2ページ分] (1)銀行名、支店名、口座番号、口座名義人のわかるページ (2)直近2カ月以内の最新の残高がわかるページ *「定期預金」は、定期預金のすべてが記帳してあるページ (インターネットバンクの場合は、口座残高の写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など) 投資信託	証券会社や銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金、銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金(タンス預金など)	自己申告(申請書にその金額を記入してください。)
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書などの写し ※預貯金等の合計額から差し引きます。

「生命保険」、「自動車」、「貴金属(腕時計・宝石等、時価評価額の把握が困難なもの)」、「その他の高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財等)」は対象外です。

● 通帳の写し

<p>①表紙をめくった見開きページ</p>  <p>金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるようにコピーをとってください。 定期預金がある場合は、普通預金に加えて、定期預金の残高がわかるすべてのページをコピーしてください。</p>	<p>②最新の残高がわかるページ</p>  <p>申請する前に記帳してからコピーをとってください。 年金受取口座の場合は、年金の振込がわかるページもコピーしてください。</p>
---	---

※本人及び配偶者の全ての通帳の写しが必要です。

◆ 課税世帯の食費・居住費の特例措置

介護保険負担限度額認定に該当しない場合でも、世帯員の1人が施設に入所し食費・居住費を負担した場合に、在宅で生活される方が生活困難に陥らないよう、以下の要件をすべて満たす場合に入居者の食費・居住費が軽減される特例措置があります。詳しくは、長寿介護課へお問い合わせください。

1. 所属する世帯の構成員が2人以上(配偶者が同一世帯に属していないときはその配偶者も数に含む)
2. 介護保険施設(地域密着型を含む)に入所し、負担限度額認定非該当で、食費・居住費を負担している
3. すべての世帯員及び配偶者について、前年の「公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額)」を合計した額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下
4. すべての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金等の合計額が450万円以下
5. すべての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
6. すべての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない